



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次

(取扱課室名) ページ

○ 告示

165	指定一般相談支援事業者の廃止	(障害福祉課)..... 2
166	指定一般相談支援事業者の指定	(")..... 2
167	特定病院の認定	(")..... 2
168	応急入院指定病院の指定	(")..... 2
169	大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要	(商工振興課)..... 3
170	大規模小売店舗立地法による海南市から聴取した意見の概要	(")..... 3
171	保安林予定森林	(森林整備課)..... 4
172	保安林の指定	(")..... 4
173	保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明	(")..... 5
174	保安林の指定施業要件の変更	(")..... 5
175	"	(")..... 5
176	公共測量の実施	(技術調査課)..... 6
177	地籍調査の成果の認証	(用地対策課)..... 6
178	"	(")..... 6
179	"	(")..... 7
180	"	(")..... 7
181	"	(")..... 7
182	"	(")..... 8
183	"	(")..... 8
184	"	(")..... 8
185	"	(")..... 9
186	"	(")..... 9
187	"	(")..... 9
188	"	(")..... 10
189	"	(")..... 10
190	"	(")..... 11
191	"	(")..... 11
192	"	(")..... 11
193	"	(")..... 12
194	"	(")..... 12
195	"	(")..... 12
196	"	(")..... 13
197	"	(")..... 13
198	"	(")..... 14
199	"	(")..... 14
200	"	(")..... 14

○ 公告

都市計画の図書の写しの縦覧

(都市政策課)..... 15

入札公告

(総務事務集中課)..... 15

〃

(〃)..... 18

告 示

和歌山県告示第165号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定に基づき、指定一般相談支援事業者から次のとおり廃止の届出があったので公示する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日
3031400561	相談支援事業所 hana	海南市船尾186-17	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	株式会社和歌山式典	紀の川市貴志川町神戸1050番地3	令和2.1.31

和歌山県告示第166号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の14第1項の指定一般相談支援事業者を次のとおり指定したので公示する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	一般相談支援の種類	主たる対象とする障害種別	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日
3031400629	相談支援事業所 hana	海南市船尾186番地17	地域移行支援 地域定着支援	特定なし	合同会社hana	海南市船尾186番地17	令和2.2.1

和歌山県告示第167号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第21条第4項後段及び第33条第4項後段の規定による特例措置をとることができる精神科病院として、次のとおり認定した。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名称	所在地	認定期間
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	令和元. 12. 17～令和4. 11. 30

和歌山県告示第168号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の7第1項に規定する精神科病院として、次のとおり指定した。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

名 称	所 在 地	指定期間
和歌山県立医科大学附属病院	和歌山市紀三井寺811-1	令和元. 12. 17～令和4. 11. 30

和歌山県告示第169号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

キーノ和歌山

和歌山県和歌山市東蔵前丁39外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和元年和歌山県告示第483号

3 意見の概要

- (1) 環境面、衛生面、排出量及び回収ペースを考慮した廃棄物保管施設を確保してください（生ゴミについては2日分以上を確保できる施設にしてください。）。
- (2) 騒音振動の発生源対策を図り、等価騒音レベルが予測値を超えないようにしてください。
- (3) 環境関係法令を遵守するとともに、苦情等の申出があれば真摯に対策を講じてください。特に、荷さばき作業に伴う突発音、産業廃棄物置場からの悪臭や調理に伴う臭い等の苦情が懸念されます。十分な対策を講じてください。
- (4) 産業廃棄物を保管する場合、保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないように保管してください。
- (5) 工事現場近くの道路は伏虎義務教育学校の通学路付近になっています。通学路の安全確保について十分配慮し、子供たちが通行車両等による事故に遭わないように万全の対策を講じてください。

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山市産業交流局産業部商工振興課（和歌山市七番丁23番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和2年2月7日から同年3月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第170号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により海南市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

オークワ海南下津店・ココカラファイン下津店

和歌山県海南市下津町上150番2外

2 意見の対象となった届出に係る告示

令和元年和歌山県告示第484号

3 意見の概要

なし

4 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工労働政策局商工振興課（和歌山市小松原通一丁目1番地）

和歌山県海草振興局地域振興部企画産業課（和歌山市湊通丁北一丁目2番1）

海南市まちづくり部産業振興課（海南市南赤坂11番地）

5 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 令和2年2月7日から同年3月9日まで

時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第171号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林予定森林の所在場所 田辺市面川字平789の1

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第172号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 保安林の所在場所 日高郡日高川町大字川原河字筏繫495

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

日高郡日高川町大字川原河字筏繫495（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業

局森林整備課及び日高振興局農林水産振興部林務課並びに日高川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第173号

令和2年和歌山県告示第56号（以下「告示第56号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を田辺市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 所在が不分明である通知の相手方
田端道子
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件
告示第56号のとおり

和歌山県告示第174号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第175号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 田辺市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県農林水産部森林・林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第176号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき和歌山市長から公共測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 作業の種類 公共測量（道路台帳平面図データ作成）
- 2 作業期間 令和2年2月4日から同年3月30日まで
- 3 作業地域 和歌山県和歌山市の一部

和歌山県告示第177号

和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市湯川町富安の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第178号

和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県御坊市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月22日まで
- 3 成果の名称
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県御坊市塩屋町北塩屋の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第179号

和歌山県紀の川市中津川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年3月14日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市中津川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市中津川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第180号

和歌山県紀の川市切畑の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期
平成26年4月1日から平成29年3月17日まで
- 3 成果の名称
和歌山県紀の川市切畑の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県紀の川市切畑の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第181号

和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年2月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区の地籍図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字湯浅の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日
-

和歌山県告示第182号

和歌山県有田郡湯浅町大字青木の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第18号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡湯浅町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月1日から平成31年2月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡湯浅町大字青木の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡湯浅町大字青木の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日
-

和歌山県告示第183号

和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県有田郡広川町
- 2 調査を行った時期
平成30年4月3日から令和元年11月1日まで
- 3 成果の名称
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県有田郡広川町大字広の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日
-

和歌山県告示第184号

和歌山県有田郡有田川町大字東大谷の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称

和歌山県有田郡有田川町

2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年12月13日まで

3 成果の名称

和歌山県有田郡有田川町大字東大谷の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県有田郡有田川町大字東大谷の一部地区

5 認証年月日

令和2年1月24日

和歌山県告示第185号

和歌山県日高郡みなべ町筋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡みなべ町

2 調査を行った時期

平成29年4月3日から平成31年3月4日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡みなべ町筋の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡みなべ町筋の一部地区

5 認証年月日

令和2年1月24日

和歌山県告示第186号

和歌山県日高郡日高川町大字松瀬の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 調査を行った者の名称

和歌山県日高郡日高川町

2 調査を行った時期

平成29年4月3日から平成31年2月22日まで

3 成果の名称

和歌山県日高郡日高川町大字松瀬の一部地区の地籍図及び地籍簿

4 調査を行った地域

和歌山県日高郡日高川町大字松瀬の一部地区

5 認証年月日

令和2年1月24日

和歌山県告示第187号

和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180

号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月27日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡白浜町栄の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第188号

和歌山県田辺市本宮町大津荷・本宮町請川の各一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成28年10月21日から平成31年3月5日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市本宮町大津荷・本宮町請川の各一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市本宮町大津荷・本宮町請川の各一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第189号

和歌山県田辺市熊野の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市熊野の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市熊野の一部地区

- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第190号

和歌山県田辺市下川下の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県田辺市
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月12日まで
- 3 成果の名称
和歌山県田辺市下川下の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県田辺市下川下の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第191号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本西野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成27年4月13日から平成29年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本西野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本西野川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第192号

和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期

平成28年4月1日から平成30年3月30日まで

- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町小河内の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第193号

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第194号

和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本西野川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成30年3月30日まで
- 3 成果の名称
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本西野川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県西牟婁郡すさみ町佐本西野川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第195号

和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡串本町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡串本町和深の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第196号

和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月4日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町晩稲の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第197号

和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県日高郡みなべ町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年2月21日まで
- 3 成果の名称
和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県日高郡みなべ町熊瀬川の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第198号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月29日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字浦神の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第199号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期
平成29年4月3日から平成31年3月25日まで
- 3 成果の名称
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字市屋の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

和歌山県告示第200号

和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町
- 2 調査を行った時期
平成28年4月1日から平成31年2月21日まで

- 3 成果の名称
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
和歌山県伊都郡かつらぎ町大字平の一部地区
- 5 認証年月日
令和2年1月24日

公 告

都市計画の図書の写しの縦覧公告

みなべ町から、都市計画の変更の図書の送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 都市計画の種類及び名称
南部都市計画下水道（みなべ町公共下水道）
- 2 縦覧場所
和歌山県県土整備部都市住宅局都市政策課

入 札 公 告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 一般競争入札に付する事項
 - (1) 調達年度及び調達案件番号
令和元年度 調達案件番号20190051680号
 - (2) 調達案件名
公用車（路面清掃車（ブラシ式））
 - (3) 調達物品の名称及び数量
公用車（路面清掃車（ブラシ式）） 一式
 - (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
 - (5) 納入期限
令和2年11月30日（月）
 - (6) 納入場所
和歌山県西牟婁振興局建設部（和歌山県田辺市朝日ヶ丘23-1）
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加資格者名簿の営業種目「自動車」に登載されている者であること。
また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。
- 3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
 - (2) 期間
令和2年2月7日（金）から同年3月13日（金）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで
- 4 入札説明書を交付する場所及び期間
- (1) 場所
3の（1）に同じ。
 - (2) 期間
3の（2）に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
- (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
 - イ 入札日時
令和2年3月24日（火）午後1時30分
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) （1）の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年3月23日（月）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 電子入札
- この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。
- (1) 電子入札は、令和2年3月23日（月）午前9時から同月24日（火）午後1時15分までに行うこと。
 - (2) 開札日時及び場所
5の（1）に同じ。
- 7 入札方法
- 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 8 入札保証金に関する事項
- 入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。
- 9 契約保証金に関する事項

- (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
- (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。

10 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。

なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者のうち電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

ア 名称

和歌山県会計局総務事務集中課

イ 所在地

郵便番号 640-8585

和歌山市小松原通一丁目1番地

電話番号 073-441-2294

ファクシミリ番号 073-441-2288

- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (3) 契約書作成の要否

要

- (4) 契約の締結における議会の議決の要否

否

- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
Road sweeper (brush type) : 1 set
- (2) Time limit for tender :
1:30 p.m. 24 March 2020 (Deadline for bids submitted by registered mail : 5:00 p.m. 23 March 2020)
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,
1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, Japan 640-8585
TEL 073-441-2294
FAX 073-441-2288

入札公告

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治法令」という。）第167条の6及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき公告する。

令和2年2月7日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 調達年度及び調達案件番号
令和2年度 調達案件番号20190051725号
- (2) 調達案件名
和歌山県広報紙「県民の友」印刷
- (3) 調達物品の名称及び数量
和歌山県広報紙「県民の友」印刷 1式
- (4) 調達物品の特質等
入札説明書による。
- (5) 納入期限
入札説明書による。
- (6) 納入場所
入札説明書による。

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

和歌山県物品の購入等の競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成24年和歌山県告示第340号）の規定に基づく競争入札の参加資格に関する知事の審査を受け、入札参加資格を有すると認められ、競争入札参加有資格者名簿の営業種目「印刷」に登録されている者であること。

また、この一般競争入札に関して新たに入札参加資格の申請をする場合には、入札説明書により必要な申請を行うこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課
- (2) 期間
令和2年2月7日（金）から同年3月11日（水）までの和歌山県の休日を定める条例（平成元年和歌山県条例第39号）第1条第1項に定める県の休日を除く日の午前9時から午後5時30分まで

4 入札説明書を交付する場所及び期間

- (1) 場所
3の(1)に同じ。
- (2) 期間
3の(2)に同じ。
- 5 一般競争入札の場所及び日時等
 - (1) 一般競争入札の場所及び日時
 - ア 入札場所
和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県会計局総務事務集中課入札室（本館2階）
 - イ 入札日時
令和2年3月18日（水）午後4時00分
 - ウ 開札場所
アに同じ。
 - エ 開札日時
イに同じ。
 - (2) 前号の入札の執行に当たっては、入札参加者は、本県より競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを持参することとする。
 - (3) 郵便による入札書の提出を行う者は、競争入札の参加資格があることを確認された旨の通知書の写しを同封の上、書留郵便により令和2年3月17日（火）午後5時までに和歌山県会計局総務事務集中課に必着するように行わなければならない。
- 6 電子入札
この入札は、書面による入札及び開札手続のほか、県が使用する電子計算機と入札に参加する者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して行う入札（以下「電子入札」という。）及びその開札手続により行うものとし、この場合の入札の日時及び開札日時等は以下のとおりとする。
 - (1) 電子入札は、令和2年3月17日（火）午前9時から同月18日（水）午後3時45分までに行うこと。
 - (2) 開札日時及び場所
5の(1)に同じ。
- 7 入札方法
落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、小数点第3位以下の端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額で入札すること。
- 8 入札保証金に関する事項
入札保証金は、和歌山県財務規則（昭和63年和歌山県規則第28号）第87条第4号の規定により免除とする。
- 9 契約保証金に関する事項
 - (1) 契約を締結する者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 - (2) 契約保証金の納付の方法、納付の免除、還付等は、自治法令第167条の16及び和歌山県財務規則第92条から第94条までの規定の定めるところによる。
- 10 入札の無効
本公告に示した競争入札参加資格のない者及び競争入札参加資格の認定について虚偽の確認申請を行った者がした入札並びに入札説明書に記載する無効な入札に該当する入札は、無効とする。
なお、本県から入札参加資格要件適格認定の通知を受けた者であっても、認定後入札参加資格の停止

の措置を受けて入札参加資格の停止の期間中である者等入札時点で2に掲げる要件を満たしていない者のした入札は、無効とする。

11 落札者の決定の方法

- (1) 入札の要件、執行方法等の細目については、入札説明書に記載するとおりとする。
- (2) この入札の開札において、入札者が立ち会わない場合（当該入札者が電子入札を行った場合を除く。）には、当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員を立ち合わせるものとする。
- (3) 和歌山県財務規則第102条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、この者に代わって当該入札事務に関係のない和歌山県会計局総務事務集中課の職員にくじを引かせるものとする。ただし、同価の入札をした者の中に電子入札をした者がいる場合には、その者について別に定める方法によりくじを引くことができるものとする。
- (5) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行う。この場合において、入札の回数は、最初の入札を含め3回までとする。
- (6) 再度の入札を行う場合において、郵便による入札を行った者で5の（1）に規定する日時に入札の場所に出席していない者は、第2回以降の入札には、参加できないものとする。

12 その他

- (1) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - ア 名称
和歌山県会計局総務事務集中課
 - イ 所在地
郵便番号 640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地
電話番号 073-441-2291
ファクシミリ番号 073-441-2288
- (2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要
- (4) 契約の締結における議会の議決の要否
否
- (5) 政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる調達に係る苦情処理の関係において和歌山県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合において、本件調達物品についての調達手続の停止等があり得る。

13 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased :
" Kenmin no Tomo " Printing : 1 Unit
- (2) Time limit for tender :
4:00 p.m. 18 March 2020 (Deadline for bids submitted by registered mail :
5:00 p.m. 17 March 2020)
- (3) Contact point for the notice :
Business Center Division, Accounting Bureau, Wakayama Prefectural Government,

1-1 Komatsubaradori, Wakayama City, Japan 640-8585

TEL 073-441-2291

FAX 073-441-2288